

令和5年9月市議会定例会

参 考 資 料

焼 津 市

令和5年9月市議会定例会

参 考 資 料 目 次

議案番号	件 目	頁
議第57号	焼津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	1
議第58号	焼津市道路線の認定について	3

申請書と印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項を照合し、当該申請が適正であることを確認し、印鑑登録証明書を交付するものとする。この場合においては、印鑑登録証の提示があつたことにより、当該申請は、本人が申請したものと又は本人の意思に基づき申請したものと推定する。

2 市長は、前条第2項に定める方法による申請があつたときは、電子計算組織により当該申請が適正であることを確認し、印鑑登録証明書を交付する。この場合においては、個人番号カードの使用及び利用者証明用電子証明書の発行に係る暗証番号の入力があつたことにより、当該申請は、本人が申請したものと推定する。

3 市長は、印鑑登録証の提示（前条第2項に定める方法による申請にあつては個人番号カードの使用及び利用者証明用電子証明書の発行に係る暗証番号の入力）がない限り、印鑑登録証明書を交付しないものとする。

以下 略

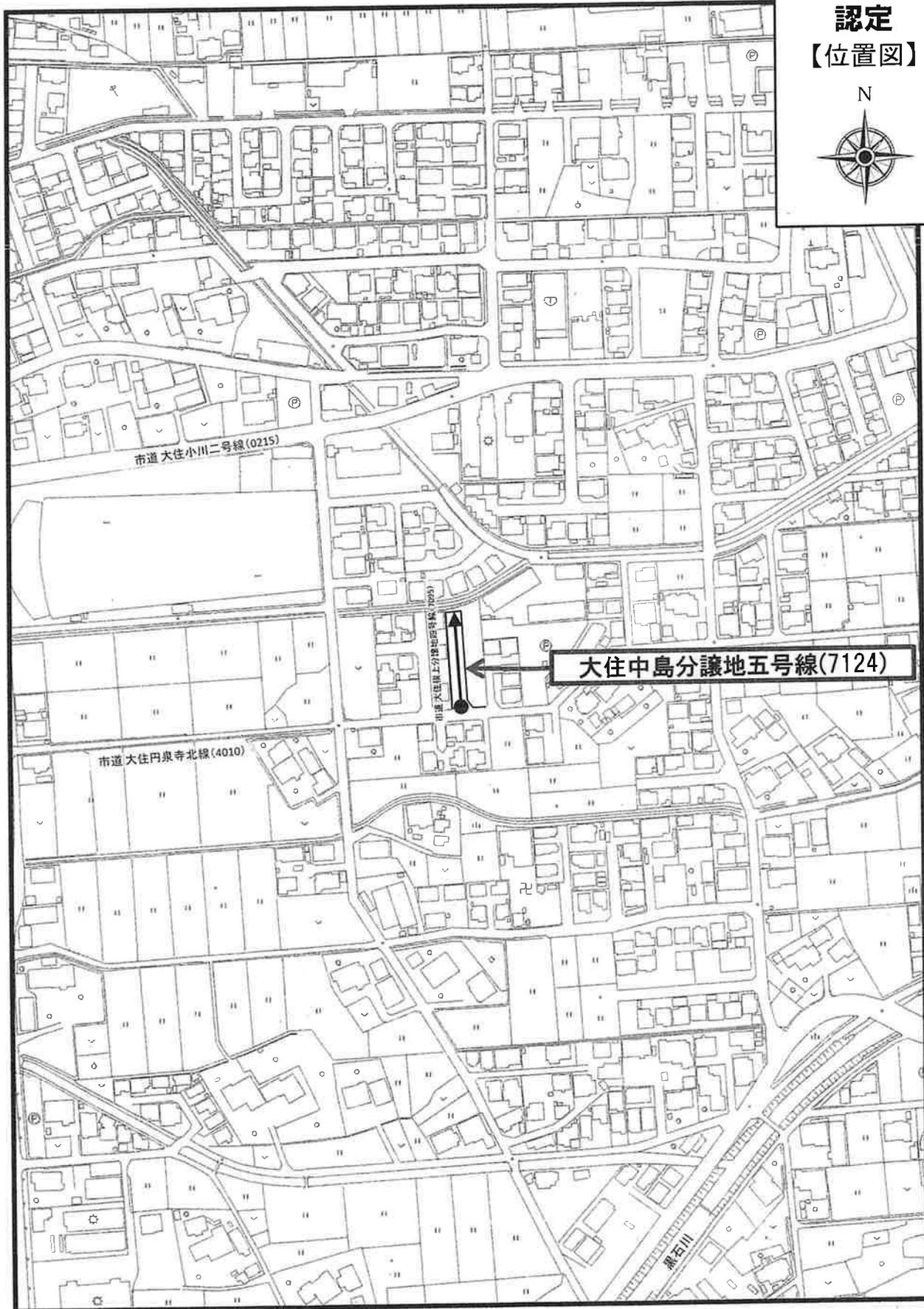
申請書と印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項を照合し、当該申請が適正であることを確認し、印鑑登録証明書を交付するものとする。この場合においては、印鑑登録証の提示があつたことにより、当該申請は、本人が申請したものと又は本人の意思に基づき申請したものと推定する。

2 市長は、前条第2項に定める方法による申請があつたときは、電子計算組織により当該申請が適正であることを確認し、印鑑登録証明書を交付する。この場合においては、前条第2項第1号に定める方法による申請にあつては個人番号カードの使用及び個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行に係る暗証番号の入力があつたことにより、前条第2項第2号に定める方法による申請にあつては移動端末設備の使用及び移動端末設備利用者証明用電子証明書の発行に係る暗証番号の入力その他の規則で定める措置が講じられたことにより、当該申請は、本人が申請したものと推定する。

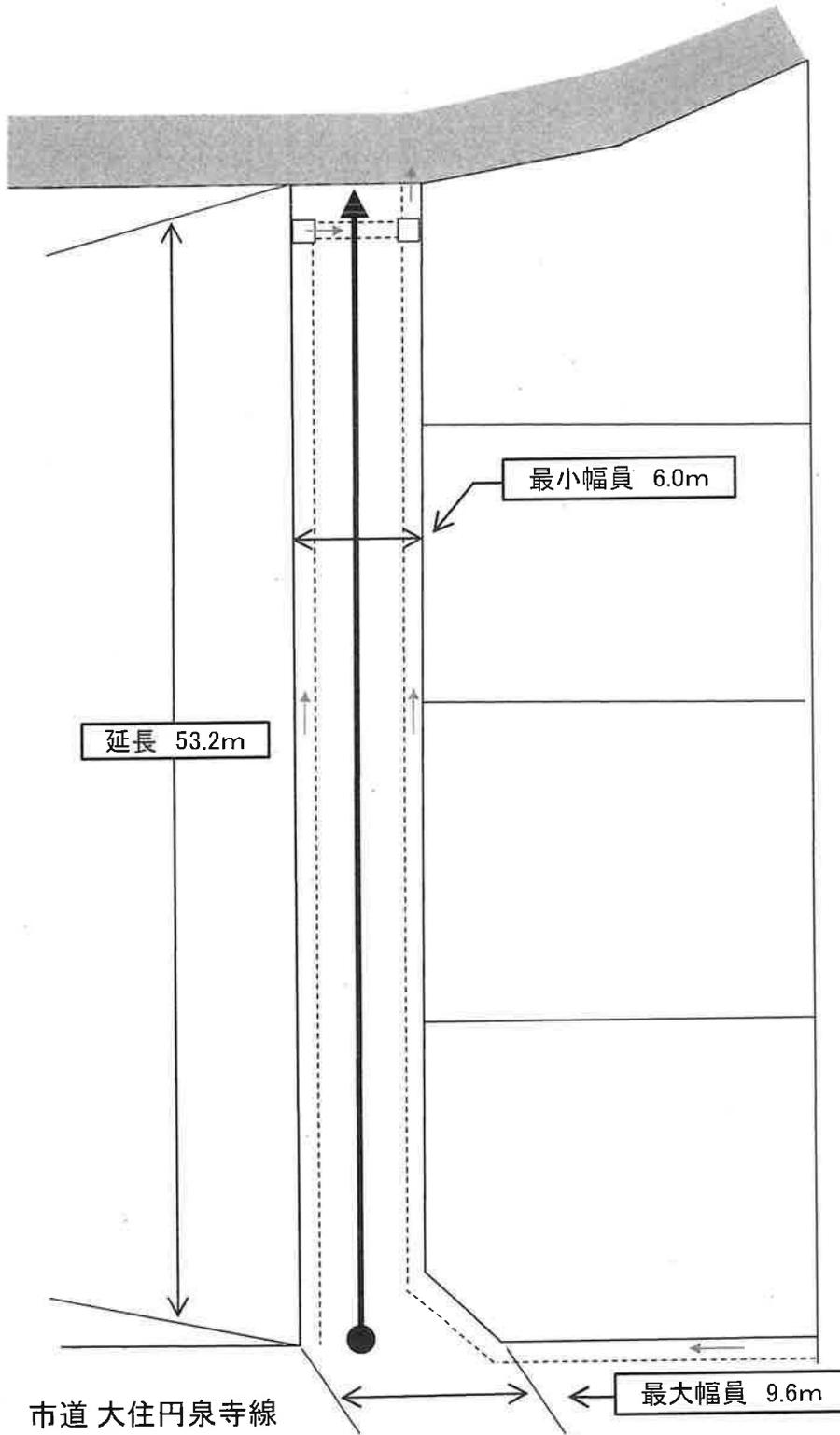
3 市長は、印鑑登録証の提示（前条第2項第1号に定める方法による申請にあつては個人番号カードの使用及び個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行に係る暗証番号の入力、前条第2項第2号に定める方法による申請にあつては移動端末設備の使用及び移動端末設備利用者証明用電子証明書の発行に係る暗証番号の入力その他の規則で定める措置の実施）がない限り、印鑑登録証明書を交付しないものとする。

以下 略

焼津市道路線
認定
【位置図】
N

焼津市道路線
認定
【平面図】



路線名	大住中島分譲地五号線 (7124)	
路線延長	最小幅員	最大幅員
53.2m	6.0m	9.6m